**令和７年度住田町生活困窮者自立相談支援事業応募要領**

１　事業の概要

（１）事業名

令和７年度住田町生活困窮者自立相談支援事業

（２）事業内容

別途交付する令和７年度住田町生活困窮者自立相談支援事業委託仕様書に記載のとおりとする。

（３）事業期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

※なお、受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがあること。

（４）委託契約額の上限

自立相談支援事業5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※本委託事業は、令和７年度当初予算案が成立することを前提に進めているため、同予算成立をもってはじめて有効となること。よって、予算案が成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続きを変更又は中止することがあること。

２　応募資格

本事業には、次の各号をすべて満たす者だけが応募できる。

（１）法人格を有していること。なお、「協議会」など共同体により応募する場合は、以下いずれの要件も満たすこと。

ア　共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。

イ　構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。

（２）本業務の実施について、沿岸広域振興局の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（５）参加意思確認書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていないこと。

（６）役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

３　応募手続

　　参加意思確認書の提出をもって本事業への応募とする。

（１）提出期限

　　　令和７年３月10日（月）17時必着

（２）提出場所

　　　〒026-0043　岩手県釜石市新町６番50号

　　　岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部福祉課生活保護スタッフ

（３）提出方法

　　　直接持参又は郵送とする。

（４）参加意思確認書

　　　別途交付する様式１を使用すること。

　　　また、企画提案書（様式２）を併せて提出すること。

４　契約予定人の選定方法

（１）要件を満たす応募者が１者のときは、契約予定人として決定する。

（２）要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札（総合評価方式を含む）又は企画競争の参加者とすることができる。

（３）次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることが出来る。

1. 応募者に要件を満たす者がいないとき
2. 応募者がいないとき

５　応募要件の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

（１）応募資格を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に応募資格を満たさなくなった者による応募

（２）提出した書類に虚偽の内容を記載した者による応募

（３）委託契約額の上限を超える応募

（４）民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）に該当する応募

（５）誤字、脱字等により必要事項が確認できない応募

（６）提出期限を過ぎて提出書類が提出された応募

（７）その他、公募の要件に違反した応募

６　契約の締結について

（１）契約締結の手続について

ア　県は、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）に定める随意契約の手続により、契約予定人から見積書を徴収して契約を締結し、契約書を作成する。

イ　「協議会」など共同体から応募が行われた場合には、代表者が県との契約の当事者となるものとする。

ウ　本業務の業務委託仕様書は、契約予定人が提出した企画提案書等を基に作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約予定人との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

（２）契約保証金について

　　　契約予定人は、契約保証金として契約額の100分の５以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

　　　ただし、会計規則第112条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあること。

（３）契約結果の公表について

　　　県は、委託候補者と契約を締結したときは、その日から起算して15日以内にホームページ上にて次に掲げる事項を公表するものとする。

ア　本業務の名称

イ　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

ウ　契約の相手方を決定した日

エ　契約の相手方の氏名及び住所

オ　契約金額

カ　公募の公告を行った日

キ　契約理由

ク　その他必要と認められる事項

７　その他

（１）提出された参加意思確認書等は、返却しない。

（２）参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（３）提出された参加意思確認書等は、本事業委託に係る事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。

（４）本業務に係る予算等について、議会の議決を経るまでの間に契約を締結することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。

（５）契約に至ったのちは、以下「個人情報取扱事務等の委託基準第３(３)」(令和５年２月９日制定)を遵守すること。

ア　受託者は、法第66条第２項において準用する同条第１項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ　受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ　受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ　受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も受託者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ　受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ　特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ　個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

８　本応募に係る問合せ先

　〒020-0043　岩手県釜石市新町６番50号

　岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部福祉課生活保護スタッフ

　電話番号：0193-25-2713　ＦＡＸ番号：0193-25-2294